

# 東大戸地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東大戸地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市民協働によるまちづくりを通じて、東大戸地区の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善、文化・福祉の向上等に努め、暮らしやすく人が集う豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(活動の範囲)

第3条 協議会の活動範囲は、東大戸地区の地域内とする。ただし、他の協議会と協力、連携して活動する場合は、この限りでない。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、教育・文化、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 防災、防火、防犯に関すること。
- (5) 青少年健全育成に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) 郷土文化の振興に関すること。
- (8) 地域産業の振興に関すること。
- (9) 前各号に係る活動の担い手の育成及び支援に関すること。
- (10) その他目的達成のために必要な活動に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

## 第2章 組織

(組織)

第6条 協議会は、総会、役員会、理事会及び部会をもって構成する。

- 2 総会は、第7条第2項に規定する委員をもって構成する。
- 3 役員会は、第8条第1項第1号から第7号に規定する役員をもって構成する。
- 4 理事会は、第8条第1項に規定する役員及び理事（以下「役員等」という。）をもって構成する。
- 5 部会は、第12条第2項に規定する部会員をもって構成する。

(会員及び委員)

第7条 協議会の会員は、東大戸地区に居住する住民及び別表に掲げる各種活動団体等をもって構成する。

- 2 協議会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号及び第3号については、総会で承認された者とする。
  - (1) 別表に掲げる各種活動団体等ごとに選出された者
  - (2) 会長または委員が推薦する者
  - (3) 知識経験を有する者

(役員等)

第8条 協議会に次の役員等を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 事務局長 1名
  - (4) 事務局長補佐 1名
  - (5) 会計 2名
  - (6) 監事 2名
  - (7) 部会長 必要な人数
  - (8) 理事 必要な人数
- 2 会長及び監事は、地区区長会及び地区社会福祉協議会の推薦を受け、理事会が指名し、総会の承認を得て選出する。
  - 3 副会長、事務局長、事務局長補佐及び会計は、会長の推薦を受け、理事会が指名し、総会の承認を得て選出する。

- 4 理事は、委員の中から、総会の承認を得て選出する。
- 5 役員等は、部会長、副部会長を兼務することができる。
- 6 役員等の選出については、一定数の女性委員が参画できるよう努めるものとする。

(相談役及び顧問)

- 第9条 会長は、理事会の承認を得て、相談役、顧問を置くことができる。
- 2 相談役、顧問は、必要に応じて、各種会議に出席し、助言を行う。

(役員等の任務)

第10条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会、役員会及び理事会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を担当する。
- (4) 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理を担当する。
- (6) 監事は、協議会の会計監査を担当する。
- (7) 理事は、協議会の運営及び活動を円滑に行うよう努める。
- (8) 会長及び事務局長を除く役員に事故あるとき、又は欠けたときの緊急やむを得ない場合は、会長が指名する他の役員がその職務を代行する。

(委員及び役員等の任期)

- 第11条 委員及び役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所属団体等の任期に定めがある場合は、この限りでない。
- 2 補欠の委員及び役員等の任期は、前任者の残任期間とする

(部会の設置)

- 第12条 協議会に、必要に応じて課題別の部会を設置することができる。
- 2 部会員は、委員及び会員の中から会長が委嘱する。
  - 3 部会に部会長及び副部会長を各1名置く。
  - 4 部会長は、会長が指名し、役員に推薦する。
  - 5 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。

(部会員の任期)

第 13 条 部会員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員会の設置)

第 14 条 協議会が主催する事業の実施に際し、複数の部会が連携して企画及び運営する必要がある場合は、理事会の承認を得て、事業ごとに実行委員会を設置することができる。

2 実行委員会に関する必要な事項は、会長が別に定める。

### 第3章 会議

(会議)

第 15 条 協議会の会議は、総会、役員会、理事会、部会及び実行委員会とする。

2 協議会の会議に必要と認めるときは、会議に所属する以外の会員及び会員以外の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(定足数等)

第 16 条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。この場合において、次項により権限の行使を他の委員に委任した者は出席したものとみなす。

2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

(総会)

第 17 条 総会は、委員をもって構成する協議会の最高議決機関であり、毎年 1 回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めるときは、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を決定する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 委員及び役員の選任に関すること。

(4) 本規約の制定及び改廃に関すること。

(5) 地域まちづくり計画に関すること。

(6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

3 緊急を要する場合は、総会の決定事項について、理事会で決定することができる。ただし、この場合はこれを総会に報告し、承認を得るものとする。

(役員会)

第 18 条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 理事会において諮るべき事項に関すること。

(3) その他会長が必要と認める会務の執行に関すること。

(理事会)

第 19 条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

(1) 総会において諮るべき事項に関すること。

(2) 決定した事項を会員に周知すること。

(3) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(部会)

第 20 条 部会は、必要に応じて部会長が招集して議長となる。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 その他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 第4章 財務

(会計)

第 21 条 協議会の経費は、賛助金、負担金、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 22 条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計等帳簿の整備)

第 23 条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第 24 条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

## 第5章 その他

(委任)

第 25 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年6月27日から施行する。
- 2 第 11 条の規定にかかわらず、協議会設立時の委員及び役員等の任期は、協議会設立日から平成27年度定期総会の開催日までとする。
- 3 第 22 条の規定にかかわらず、平成25年度に限り、会計年度は施行の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年8月20日から施行する。

別表（第6条 協議会の構成）

1. 大戸区	20. 地区社会福祉協議会
2. 大戸一本松自治会	21. 地区民生委員・児童委員協議会
3. 大戸団地(1)自治会	22. 地区農業委員
4. 大戸団地(2)自治会	23. 地区青少年相談員
5. 大戸団地(3)自治会	24. 地区子ども会
6. 大戸川区	25. 東大戸小学校
7. 森戸区	26. 東大戸小学校PTA
8. 新寺区	27. 地区消防団
9. 山之辺区	28. 地区交通安全協会
10. 山之辺台町内会	29. 地区防犯パトロール隊
11. 片野区	30. 地区高齢者クラブ
12. 片野団地自治会	31. 食育健康推進員
13. 上小川区	32. JA女性部東大戸支部
14. 関区	
15. 川尻区	
16. 多田島区	
17. 飯島区	
18. 昭和町い区	
19. 昭和町ろ区	